

第 53 回 品質保証分科会 議事録

1. 日 時 : 2020 年 9 月 19 日 (水) 13 時 30 分～16 時 30 分
2. 場 所 : (株) リファレンス 新有楽町ビル貸会議室 Y203 会議室 (Web 会議併用)
3. 出席者(順不同, 敬称略)
出席委員: 中條分科会長(中央大学), 渡邊邦副分科会長兼幹事(原子力安全推進協会),
宇奈手(三菱重工業)*¹, 芝原(日立 GE ニュークリア・エンジニア), 畠中(IHI),
原田(三菱電機), 増山(東芝エネルギーシステムズ), 赤尾(日本原子力発電),
石合(電源開発), 高田(中国電力), 田中(関西電力),
中村(四国電力), 奈良(北海道電力), 西井(北陸電力)*³, 古濱(東京電力 HD),
本田(九州電力)*², 三浦(中部電力), 佐藤修(鹿島建設), 谷口(大成建設),
長浜(清水建設), 足立(日本原燃), 小野(三菱原子燃料),
呉(日本製鋼所 M&E), 蓮池(グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン),
景平(原子燃料工業), 野村(日本原子力研究開発機構),
佐藤吉(元東京海洋大学), 吉田(熊本大学),
藤巻(原子力安全推進協会), 菅谷(日本エヌ・ユー・エス), 須田(テクノファ) (計 31 名)
代理委員: 本田洋(九州電力, 本田昌代理)*², 花岡(三菱重工業, 宇奈手代理)*¹ (計 2 名)
欠席委員: 高橋(富士電機), 飯塚(東北電力), 清水(発電設備技術検査協会) (計 3 名)
常時参加者: 高田(原子力規制庁) (計 1 名)
説明者: 品質保証検討会 鈴木主査(創発ラボ), 秋吉副主査(原子力安全推進協会),
首藤常時参加者(電源開発) (計 3 名)
事務局: 寺澤, 平野, 田邊(日本電気協会) (計 3 名)

*1: 途中代理委員と交代し離席。

*2: 14 時に委員と交代で代理委員が出席。

*3: 14 時 30 分から出席。

4. 配付資料

- 資料 No. 53-1 原子力規格委員会 品質保証分科会 品質保証検討会 名簿 (案)
資料 No. 53-2 原子力規格委員会 品質保証分科会 委員名簿 (案)
資料 No. 53-3 第 52 回 品質保証分科会 議事録 (案)
資料 No. 53-4-1 JEAC4111 上程案に対する NUSC 書面投票コメント
資料 No. 53-4-2 「原子力安全のためのマネジメントシステム規程」(JEAC4111-20XX) 概要説明
資料 No. 53-4-3 JEAC4111-20XX 本文(原本案)
資料 No. 53-4-4 附属書 1 根本原因分析に関する要求事項(原本案)
資料 No. 53-4-5 附属書 2 安全文化及び安全のためのリーダーシップに関する適用ガイド(原本案)
資料 No. 53-4-6 附属書 3 改善措置活動 CAP に関する適用ガイド
資料 No. 53-4-7 附属書 4 (参考) 品質マネジメントシステムに関する標準品質保証仕様書(原本案)
資料 No. 53-4-8 品管規則に対する JEAC4111 20 XX 検討(1-3 章)
資料 No. 53-4-9 品管規則に対する JEAC4111 20 XX 検討(4-6 章, 9 章)
資料 No. 53-4-10 品管規則に対する JEAC4111 20 XX 検討(7 章)
資料 No. 53-4-11 品管規則に対する JEAC4111 20 XX 検討(8 章)
資料 No. 53-4-12 附属書-1 「根本原因分析に関する要求事項」新旧比較表(案)
資料 No. 53-4-13 JEAC4111 20XX 附属書-4 (参考) 「標準品質保証仕様書」新旧比較表(案)
資料 No. 53-5-1 JEAC4111 発刊・講習会スケジュール(概略)について
資料 No. 53-5-2 2020 年 JEAC4111 20XX 特別講習会の実施方針について
資料 No. 53-6 書面投票委員送付不備対応について

資料 No. 53-参考資料-1 第 74-2 回原子力規格委員会 議事録 (案)

資料 No. 53-参考資料-2 第 58 回品質保証検討会 議事録 (案)

資料 No. 53-参考資料-3-1 学協会規格に関する今後の事業者の取り組みについて

資料 No. 53-参考資料-3-2 原子力関連学協会規格に対する事業者の取り組みについて

資料 No. 53-参考資料-3-3 学協会規格の担当会社について

5. 議 事

事務局より、本分科会にて私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないことを確認の後、議事が進められた。

- (1) Web 会議注意事項，決議方法紹介，代理出席者，常時参加者，説明者，オブザーバの承認，会議定足数の確認，配布資料の確認等

事務局より，Web 会議での注意事項の説明後，代理出席委員 2 名の紹介があり，分科会長により承認された。代理を含め出席委員が 30 名で，定足数（23 名以上）を満たしていることが事務局より報告され，確認された。次に，事務局より，説明者 3 名の紹介を行った。配布資料については電子ファイルを事前送付しているため，資料確認は省略した。

- (2) 議決の方法紹介

事務局より，本会議より新型コロナ感染拡大防止のため，Web 会議併用となったことから，対面会議の決議の際の挙手に代わり，Web 参加者の挙手は Web 会議の挙手機能を使用する旨を説明した。

- (3) 委員の変更

- 1) 品質保証分科会新委員，退任委員及び新委員候補の紹介について【報告事項】

事務局から，資料 No. 53-2 に基づき下記に示す新分科会委員及び候補の紹介があった。新委員候補については，次回原子力規格委員会で承認される予定。

【新分科会委員】

宇奈手 委員（三菱重工業），原田 委員（三菱電機），赤尾 委員（日本原子力発電），石合 委員（電源開発），高田 委員（中国電力），本田 委員（九州電力），佐藤修 委員（鹿島建設），足立 委員（日本原燃），景平 委員（原子燃料工業），野村 委員（日本原子力研究開発機構）

【退任委員】

米岡 委員（日本適合性認定協会）

【新委員候補】

景井 新委員候補（ビューローベリタスジャパン）

- 2) 品質保証検討会委員の変更について【審議事項】

事務局から，資料 No. 53-1 に基づき，下記に示す品質保証検討会委員の変更について紹介があり，Web 会議の挙手機能により決議し，承認された。

・ 木橋 委員（関西電力） → 竹内 新委員候補（同左）

- (4) 前回議事録案承認について

事務局より，事前に確認を受けた資料 No. 53-3 の前回議事録（案）の紹介があり，正式議事録とすることを Web 会議の挙手機能により決議し，承認された。

また，参考として事務局より，資料 53-参考資料-1 及び資料 53-参考資料-2 に基づいて，第 74-2 原子力規格委員会及び第 58 回品質保証検討会での品質保証分科会に係る事項について

て説明があった。

主な説明は以下のとおり。

- ・ 第 74-2 原子力規格委員会では、JEAC4111 は書面投票に移行することで承認された。
- ・ 第 58 回品質保証検討会では、第 74-2 原子力規格委員会の書面投票で反対票が入ったのを受け、コメント対応を実施し、品質保証分科会に上程することとした。

(5) JEAC4111-20XX「原子力安全のためのマネジメントシステム規程」上程案書面投票コメント対応について【審議事項】

品質保証検討会 鈴木主査，秋吉副主査，首藤常時参加者より，資料 No. 53-4-1～資料 No. 53-4-13 に基づいて，JEAC4111-20XX「原子力安全のためのマネジメントシステム規程」上程案書面投票コメント対応について説明があった。

審議の結果，今回の分科会で出されたコメントを修正し，修正部分が編集上の修正であることを分科会長に確認頂き，原子力規格委員会に再上程することで承認された。

主な説明は以下のとおり。

- ・ 原子力規格委員会の書面投票において、5 名の委員より反対意見を含む意見が出されたため、反対意見取り下げ対応および保留意見・その他意見対応を行った。4 名の委員の方からは、意見対応について了承されたが、反対意見（保留意見あり）を出された 1 名の委員の方は、分科会事務局を通して、何度か意見対応を行った結果、一部保留意見が取り下げられたが、更なる意見とともに反対意見継続であることが示された。
- ・ 本日の分科会では、反対意見対応を含む 5 名の意見者への意見対応を反映した規格案を原子力規格委員会の上程案とするか審議をお願いします。

主なご意見・コメントは以下のとおり。

- ・ 資料 No. 53-4-1 で、説明者に対する質問ではなく、反対、保留の意見を出された委員と同じ電力会社の分科会委員に質問するが、このコメントは会社として上の方に説明されてこうなっているのか、それとも個人的なコメントなのか、例えば No. 31 のコメントを見ると社内関係者にコメントを求めたとあるが、委員の方の個人的な意見なのか、会社としての総意なのか確認したい。
- 同じ電力会社の者だが、会社の総意と言うと言いすぎかもしれないが、この意見を言っている委員が担当する主幹個所に聞いて回り、複数の意見が出ているのをまとめて提出しているのは事実である。具体的には例えばコンフィグレーションマネージメントに関する部分とか、後は調達品に関するところ、この辺は社内でも複数の意見が出ているというのは認識している。一方でこの委員からのすべての意見について、それが弊社の総意と言えるものかと言うとそうではなく、例えばリスクの所とか、或いは CAP の所であるとか、比較的に個人の意見が強い部分もあると認識している。
- ・ 資料 No. 53-4-1 の回答で、今のままだと、コメントに対して回答がすれ違うところが、2 か所ほどあり、どのようにしたら良いかという意見も含めて発言をする。No. 16 の回答では、リスクの定義についてこれだけ回答で示しているの、これ以上言いようが無いというのも分かるが、今まで十分な時間をかけてコンセンサスを得ているので問題ないと言ってしまおうと、これ以上何も言えなくなる。例えば、No. 60 の回答の仕方のように「個別の定義を述べているわけではなく、総論としてのリスク及びリスク情報の扱いを言っているに過ぎない」と言った主旨を言うのは如何か。
- ここは、一件一件に対して回答を書いていたので、ご意見のような観点で言うと、No. 60 にリスクに関する事を今回取り込んだので、主たる記載箇所は規格案の 4.1(8)なのだが、今言われた様な回答をここに少し加えて、理解が進むのであれば検討する。
- ・ No. 26 の回答では、これも表現に関する事になるが、分かりづらいといっていることに対して、分かりづらい事はありませんという回答になっているが、今後、講習会等で理解促進に

- 努めるというような回答の方が平行線を辿らなくて良いのではないかと考える。
- 平行線を辿るのはこちらの本意ではないので、講習会等も含め No. 26 だと、再々コメントが上記参照となっているため、このように書いたが、今言われた意見も含めてもう少し丁寧に回答する方向で検討する。
- ・No. 12 では、ここにも CAP、改善措置活動の反対意見が出ているが、これは、改善措置活動と言う用語に対して反対していると言う事なのか。是正処置プログラムとかいう、よくある用語であれば、すんなり受け入れられるという認識か。
 - これは、米国法で言うと、是正処置に係る要求事項で附属書 D の体系で、そこからの関係で CAP が沢山出てくるので、そのイメージで要求仕様の要件が異なるので、JEAC に持ってきた時に改善措置活動(CAP)としたのが良く理解できなかったというのが、コメントの発端だと考える。ここでは改善活動（CAP）ぐらいの意味合いで書いているだけなのだが、CAP と言うとコレクティブ・アクション・プログラムの略なので、行き違いがあったのかと考えている。
 - ・なぜこの様な質問をしたかと言うと、社内では CAP とか、是正処置プログラムと言う言葉は浸透しているが、改善措置活動と言う言葉は浸透していない。なので、改善措置活動と言う言葉にこだわらなくても、CAP とか、是正処置プログラムと言う言葉だけで対応可能かと考える。
 - ・基本的には、改善措置と是正処置はずいぶん違うものと認識している。
 - No. 12 のコメントは、言葉の使い方の問題を質問していると思うが、従来の是正処置では要求事項を満たしていない不適合に対する是正処置活動という、我々はこれを CAP と日本の中では呼んでいなかったが、是正処置プログラムと、新たに導入した附属書-3 に書いてあるコンディションレポートをスタートにしてスクリーニングし、CAQ と Non-CAQ に分けるという新たな CAP システムであり、これまでとは性格が異なる。ただし、今の新しい CAP システムも、従来の是正処置活動を取り込んでおり、そこを分けるのは難しく、CAQ として判断した物の中に是正処置が必要なものもあれば、是正処置が不必要なものもある。Non-CAQ として判断された物の中に是正処置が必要なものもあれば、マネジメントシステムで手当てるものもある。そのような組み立てになるので、なかなかその辺を理解してもらうのは難しい事かと考えるが、それも含めて講習会等を含めて浸透させていきたいと考えるが、今の JEAC4111 の附属書も含めて全体を見れば理解できるかと考える。
 - ・いまさら CAP を無くすわけにはいけないので、今後講習会などで理解を深めてもらうのが良いと考える。
 - ・従来の是正処置プログラムと CAP と、今度新しく作る CAP システムと言うので言葉がまぎらわしいので、改善措置活動と言う言葉で命名したらというのは、検査制度見直しに関する検討チームでいただいた意見で、少しずつ定着しているので、この言葉を修正するのはなかなか難しいと考える。
 - ・マイナーな意見だが、10月5日の原子力規格委員会に上程することになるが、例えば No. 40 の回答を見ると 7.3.6 は・・・と言うような書き方になっているので、委員の人が見たら何を言っているか分からないと思うので、7.3.6 設計・開発の妥当性確認は・・・というふう書き直した方が良いと考える。
 - 拝承
 - ・処置の仕方については2つぐらいあると考える。資料 No. 53-4-1 の原子力規格委員会第 74-2 回 JEAC4111-20XX 書面審議の資料の内容を、今回の分科会の意見を踏まえて修正する。この修正が編集上の修正と言う事であれば、分科会委員に編集上の修正であることを認めてもらい、このまま原子力規格委員会に再上程することを挙手で合意することになる。一方ここで提案された内容が編集上の修正を超えるような場合には、新たに分科会に上程と言う事になり、2週間程度の書面投票が必要になる。内容を確認したところ、編集上の修正と言う事で問題ないと考える。
 - ・今回原子力規格委員会で書面投票の結果、反対票が入ったと言う事で、重たいイメージを受けるが、規格本体の修正は編集上の修正に収まっていると考えている。もし、品質保証分科

- 会で、書面投票が必要な技術的変更であるとみなすと、10月5日の原子力規格委員会でもゼロスタートという事になり、最終的に1票でも反対票が入ると悪循環となるので、少なくともこの分科会では、編集上の修正だと判断してもらえればと思っている。
- ・ 良ければ、今回の分科会で出たコメントは、編集上の修正であり、この場で再上程することについて審議をしたいと考える。
 - ・ 事務局から補足するが、最終的な編集上の修正か否かのご判断は、規約上分科会長にご判断頂くと言う事になっているので、今、分科会に確認いただき、特に委員より意見はでなかったため、最終的には分科会長が判断することになる。
 - ・ この場では、分科会長としては編集上の修正の範囲に収まっていると判断する。
- 特に異論がなかったので、今回の分科会の意見反映に伴う修正は編集上の修正の範囲であり、意見を反映したものを原子力規格委員会に下記条件で再上程することについて、Web会議の挙手機能を使用し決議した結果、承認された。
- ・ 原子力規格委員会までの編集上の修正については、分科会長に判断を一任する。

(6) 特別講習会について（状況報告）

事務局より、資料 No. 53-5-1 及び No. 53-5-2 に基づき、特別講習会について説明があった。

主な説明は以下のとおり。

- ・ 特別講習会開催時期を、当初 2021 年 1 月としていたが、今回の再上程を受け、10 月 5 日の原子力規格委員会に上程し資料のスケジュールどおりに進んだ場合は、2021 年 3 月に規格が発刊見込みのため、特別講習会の開催は、2021 年 4 月以降となる予定。
- ・ 特別講習会については、運営を担う事業推進部からは、新型コロナ感染拡大防止を考慮し、オンデマンド方式での開催を推奨されており、品質保証検討会の普及・促進チームとで今後開催方針を協議予定。

(7) その他

1) 書面投票委員送付不備に対する対応について

事務局より、資料 No. 53-6 に基づき、書面投票委員送付不備に対する対応について、説明があった。

主な説明は以下のとおり。

- ・ 2 月 19 日第 52 回品質保証分科会において、JEAC4111 の書面投票に移ることが決議され、事務局から書面投票依頼を委員へメール送信した 20 日より投票開始となった。しかしながら、投票期限間際の投票者のチェックにおいて、当日分科会を欠席された委員 4 名の方に投票依頼が送付されていないことが判明した。
- ・ 原因は、グループメールアドレスを委員全員のものではなく、出席委員のみのグループメールアドレスを使用したことによる。
- ・ 上記事象への対応を分科会長にご判断いただいた結果、20 日より開始した書面投票は、全委員に投票依頼が送信されていないことから、投票開始手続きの不備により無効とし、正規の手続きとして、改めて、全委員に投票依頼を送信した時点から、書面投票を開始することとなった。
- ・ 再発防止対策としては、今後使用するグループメールアドレスは全委員が登録されたものを使用すること、メール送信時のアドレスチェックを徹底すること、他の事務局への周知及び事務局運用マニュアルに上記事象を記載することを報告した。

2) 学協会規格に関する今後の事業者の取組について

事務局より、資料 53-参考資料-3-1 から資料 53-参考資料-3-3 に基づいて、学協会規格に関する今後の事業者の取組について、説明があった。

3) 本年度の原子力規格委員会功労賞を受賞について

事務局より、品質保証検討会の工藤委員が本年度の原子力規格委員会功労賞を受賞されたことの紹介があった。

4) 次回分科会開催日

次回品質保証分科会開催は、原子力規格委員会での結果に応じて決定する。

以 上